

臨時号

# 互助会だより

(2022)  
令和4年

10月号

第133号

一般財団法人愛媛県市町村職員互助会(以下「互助会」という。)は、市町行政の円滑かつ能率的運営を支援する公益事業、並びに市町職員等で構成される現職会員と退職会員及びその家族の皆さまの生活の安定と福祉の向上に寄与し、公務の効率的運営に資するため、相互救済を目的とした給付事業等を実施しています。この度、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)の施行により、被用者保険の適用要件を満たす非常勤職員に対して、地方公務員等共済組合法の短期給付・福祉事業を適用するための法改正が行われ、短時間勤務職員の方が令和4年10月1日から愛媛県市町村職員共済組合等の短期組合員、併せて互助会の現職会員の資格取得をすることとなりましたので、令和4年10月の改正及び互助会事業の概要についてお知らせいたします。

## 改正

### 掛金・負担金の算定方法

～令和4年9月まで

**給料月額 × 2.0%**  
(特別職 1.6%)

令和4年10月～

**標準報酬月額 × 1.9%**

※ 会員の皆さまに負担していただいている掛金のうち、1/4ずつを給付事業と退職福祉事業に割り当て、残る1/2は共済事業に割り当てています。所属所が負担している負担金は全額、給付事業に割り当てています。

※ 標準報酬月額とは、給料や扶養手当などの「固定的給与」+時間外勤務手当などの「非固定的給与」から算定し、共済組合などが決定します。

## 事業概要

### 公益事業

市町または市町職員が住民を対象として行う文化活動に対する助成に関する事業

地域住民の自治意識の啓発に関する事業

公立養護施設への奉仕に関する事業

### 厚生事業

積立年金事業

がん保険事業

共済グループ保険事業(受託業務)

### 給付事業等

#### 退職福祉事業

退職会員等に対する事業

退職医療脱退一時金

退職医療死亡弔慰金

退職医療返還一時金

退職医療給付金

医療補助金

退会記念給付金

生涯生活設計セミナー

遺児奨学一時金

在宅看護見舞金

人間ドック等補助金

死亡弔慰金

永年会員祝金

結婚祝金

入学祝金

出産祝金

結婚祝金

災害見舞金

入院見舞金

入院差額料補助金

#### 給付事業

現職会員に対する事業

## 現職会員に係る給付例

令和4年10月1日現在

互助会の  
給付は?

給付の要件を備えてから2年以内に請求をしなければ、時効になります。

### 22歳で現職会員の資格を取得した場合

22歳

←**現職会員(愛媛県市町村職員共済組合等の組合員)資格の取得**

26歳

←**結婚したとき**【請求書は所属所を經由して、提出ください】

現職会員が結婚したときに「**結婚祝金**」として、**30,000円**を支給します。ただし、再婚の場合は半額の**15,000円**を支給します。※退職後3月以内に結婚したときも支給対象とします。

29歳

←**出産したとき**【請求書は所属所を經由して、提出ください】

現職会員またはその配偶者が出産(死産の場合は除く。)したときに「**出産祝金**」として、**20,000円**を支給します。※退職後6月以内に出産したときも支給対象とします。

32歳

←**病気やケガにより入院したとき**【請求書は所属所を經由して、提出ください】

■現職会員またはその被扶養者が病気やケガにより保険医療機関に入院し、差額ベット代を要しない病室の空きがない等の場合にその差額を負担したときに「**入院差額料補助金**」として、1日につき**2,000円**(1事業年度100日まで)を限度に支給します。

■現職会員が病気やケガにより保険医療機関に引き続き8日以上入院したときに「**入院見舞金**」として、**20,000円**を支給します。※退院した日から30日以内に再び同一疾病(ケガ)で入院したときは対象としません。

**【随時】**現職会員またはその被扶養者が病気やケガにより保険医療機関等で診療を受け、当該保険医療機関等に支払った保険適用の一部負担金が高額療養費、附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた額を控除した額が1件につき13,000円を超えるときに「**医療補助金**」として、**その超える金額に相当する額**(100円未満切捨て)を支給します。(注)市町村職員共済組合の組合員(継続長期組合員は除く。)である会員の方は自動的に支給しますので請求書の提出は必要ありません。公立学校共済組合の組合員等である会員の方は請求書を提出ください。



35歳

←**人間ドックや脳ドックを利用したとき**【利用時点で控除されているため、請求書の提出は不要】

現職会員またはその被扶養者が、市町村職員共済組合や公立学校共済組合の規定に基づき人間ドック等を利用したときに「**人間ドック等補助金**」として、**2,000円**(1事業年度1回)を限度に支給します。(注)同上。

36歳

←**子が小学校に入学したとき**【所属所において確認するため、原則、請求書の提出は不要】

現職会員の子(被扶養者または同一戸籍の子)が小学校及び中学校に入学したときに「**入学祝金**」として、**25,000円**を支給します。

【子が中学校に入学したとき】所属所において確認するため、原則、請求書の提出は不要】

現職会員の子(被扶養者または同一戸籍の子)が小学校及び中学校に入学したときに「**入学祝金**」として、**25,000円**を支給します。

42歳

←**現職会員資格を取得してから20年経過したとき**【所属所において確認するため、原則、請求書の提出は不要】

現職会員の在会期間が20年(特別職は10年)に達したときは「**永年会員祝金**」として、**10,000円**を支給します。

51歳

←**結婚をして25年になったとき**【請求書は所属所を經由して、提出ください】

現職会員が結婚して満25年になったときに「**銀婚祝金**」として、**15,000円**を支給します。

52歳

←**現職会員資格を取得してから30年経過したとき**【所属所において確認するため、原則、請求書の提出は不要】

現職会員の在会期間が30年(特別職は15年)に達したときは「**永年会員祝金**」として、**15,000円**を支給します。

58歳

←**家族が死亡したとき**【請求書は所属所を經由して、提出ください】

配偶者、子(4月以上の死産を含む。)、実父母及び被扶養者が死亡したときに「**死亡弔慰金**」として**10,000円**を支給します。なお、現職会員本人が死亡したときは**30,000円**を支給します。

60歳

←**退職したとき**【請求書は所属所を經由して、提出ください】

■引き続き10年以上在会し、現職会員期間中に職員研修事業助成金の給付を受けていない現職会員が退職(死亡退職を除く。)したときに「**退会記念給付金**」として、会員期間に応じた旅行クーポン券(**40,000円**)を支給します。※会員期間に応じて20,000円、30,000円、40,000円のいずれかになります。

■退職会員にならない(退職会員になれない)場合は、会員期間に応じた「**退職医療返還一時金**」を支給します。退職会員になる場合は、一時拠出金を納付いただくこととなります。



上記は主な給付例となっていますので、その他の給付や給付内容の詳細については、次ページまたは本会ホームページをご参照ください。なお、給付の中には記載しきれなかった支給要件等があるものがあります。

## 現職時の給付概要 ～給付事業等～

令和4年10月1日現在

<b>入院差額料補助金 1日につき2,000円(上限)</b> 現職会員またはその被扶養者が入院し、特別療養環境室料(差額ベッド代)を要しない病室の空きがない等の場合にその室の差額を負担した場合(1事業年度100日限度)	<b>災害見舞金 50,000円</b> 現職会員が水震火災その他の非常災害により住居または家財の1/5以上の損害(共済組合からの災害見舞金を受けることができる場合を除く。)を受けた場合
<b>入院見舞金 20,000円</b> 現職会員が病気または負傷で保険医療機関に引き続き8日以上、入院した場合	<b>出産祝金 20,000円</b> 現職会員またはその配偶者が出産した場合(退職後6月以内の場合を含む。)
<b>結婚祝金 初婚 30,000円(再婚 15,000円)</b> 現職会員が結婚した場合(退職後3月以内の場合を含む。 )	<b>銀婚祝金 15,000円</b> 現職会員が結婚して満25年を迎えた場合
<b>永年会員祝金 20年(特別職10年) 10,000円 30年(特別職15年) 15,000円</b> 現職会員の在会期間が引き続き20年及び30年に達した場合(特別職は、10年及び15年)	<b>死亡弔慰金 現職会員 30,000円 現職会員以外 10,000円</b> 現職会員またはその配偶者、子(4月以上の死産を含む。)、実父母及び被扶養者が死亡した場合
<b>人間ドック等補助金 1受検 一律 2,000円(上限)</b> 現職会員またはその被扶養者が人間ドック(共済組合申込)を利用した場合または現職会員が脳ドック(共済組合申込)を利用した場合	<b>在宅看護見舞金 10,000円</b> 現職会員または同居の家族が自宅において同居の常時介護を必要とする家族を1月以上看護した場合(1事業年度に1回)
<b>入学祝金 25,000円</b> 現職会員の子が小学校及び中学校に入学した場合 ※該当年度の4月1日に現職会員の資格がある者に限る。	<b>生涯生活設計セミナー</b> 退職予定者を対象に共済組合と共同してライフプランセミナーを開催する。
<b>遺児奨学一時金 1子につき100,000円</b> 現職会員が死亡したとき、生計を同じくしている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(就労している子は除く。 )	<b>退会記念給付金(旅行クーポン券)</b> 現職会員が退職した場合において、その者の引き続き現職会員期間が次に掲げる年数に至り、かつ、現職会員期間中に職員研修事業助成金の給付を受けていないとき 現職会員期間 ・10年以上20年未満 20,000円 ・20年以上30年未満 30,000円 ・30年以上 40,000円
<b>医療補助金 1件につき13,000円を控除した金額</b> 現職会員またはその被扶養者が保険医療機関等に医療費の支払をした場合(100円未満は切捨て) ※高額療養費、附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合は、当該額を給付額から控除します。	

## 退職後の給付概要 ～退職福祉事業～

令和4年10月1日現在

<b>退職医療給付金</b> 退職会員等が病気または負傷で保険医療機関等に医療費の支払をした場合 1件につき7,000円*を控除した金額(100円未満は切捨て) ※令和5年4月診療分から8,000円になります。	<b>退職医療返還一時金</b> 現職会員が退職した場合において、退職会員になる資格のない者または退職会員にならなかった者 (平成7年4月1日から平成18年3月31日までの在職期間1年につき5,000円)+(平成18年4月1日から令和4年3月31日までの在職期間1年につき2,000円)+(令和4年4月1日以後の在職期間1年につき1,000円) (6月未満の端数は切捨て、6月以上の端数は1年に切上げ)
<b>退職医療死亡弔慰金</b> (1) 退職会員等が満55歳以上満60歳未満で死亡した場合 (一時拠出金額)+(平成7年4月1日から平成18年3月31日までの在職期間1年につき5,000円)+(平成18年4月1日から令和4年3月31日までの在職期間1年につき2,000円)+(令和4年4月1日以後の在職期間1年につき1,000円) (6月未満の端数は切捨て、6月以上の端数は1年に切上げ) (2) 退職会員等が満60歳以上で70歳に達する前に死亡した場合 給付残存期間1年につき10,000円 (1年未満の端数は切捨て)	<b>退職医療脱退一時金</b> (1) 退職会員等が満55歳以上満60歳未満で脱退した場合 (一時拠出金額)+(平成7年4月1日から平成18年3月31日までの在職期間1年につき5,000円)+(平成18年4月1日から令和4年3月31日までの在職期間1年につき2,000円)+(令和4年4月1日以後の在職期間1年につき1,000円) (6月未満の端数は切捨て、6月以上の端数は1年に切上げ) (2) 退職会員等が満60歳以上で70歳に達する前に脱退した場合 給付残存期間1年につき10,000円 (1年未満の端数は切捨て)

### 退職医療給付金とは

加入要件を満たした方が、退職後に任意にご加入いただける事業です。ご加入時に「一時拠出金」を本会に納付いただき、退職会員または配偶者特別会員としての資格を取得することとなります。退職会員等になられましたら、満60歳に達した日から70歳までの間において保険医療機関等で診療を受けた場合、及びその間において退職会員等の被扶養者(70歳に達している者を除く。)が保険医療機関等で診療を受けた場合、当該保険医療機関等に支払った保険診療分の一部負担金が1件につき7,000円(基礎控除額)\*を超えると、その超えた金額(100円未満切捨て)を給付します。\*令和5年4月診療分から8,000円になります。

注1 国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合、その給付された金額は控除します。また、室料差額等の保険適用外のもの(予防接種、健康診断、文書料、室料差額、自費による歯科治療等)、入院時における食事療養標準負担額、受診時定額負担(特定機能病院及び地域医療支援病院を紹介なしで受診)は、給付の対象外です。

注2 令和4年4月1日以後に現職会員となった者から、退職の日の前日まで引き続き1年以上現職会員であることが加入要件に加わっています。ただし、法改正により令和4年10月1日に現職会員の資格を取得する者については経過措置を設けています。

給付内容等の詳細については、所属所の互助会事務担当課(係)または本会までお問い合わせください。また、給付内容等は事業の収支状況、地方公務員制度の状況等によって変更する場合があります。この場合、変更した内容は現職会員、退職会員にかかわらず適用されますのでご了承ください。

共済グループ保険

- **団体定期保険**…………… 死亡保険金、高度障害保険金、災害保険金、障害給付金、入院給付金(災害原因)
- **団体定期保険プラス**…………… 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金、障害初期給付金
- **療養給付プラン**…………… 療養保険金
- **長期療養給付プラン**…………… 長期療養保険金
- **医療保障保険**…………… 入院給付金(災害・疾病原因)、死亡保険金
- **医療費支援制度**…………… 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金
- **重病克服支援制度**…………… 特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金、高度障害保険金、死亡保険金

がん保険

- **生きるためのがん保険Days1**  
診断給付金、特定診断給付金、入院給付金、通院給付金、手術治療給付金、放射線治療給付金、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金、複数回診断給付金
- **生きるためのがん保険Days1プラス**  
診断給付金、通院給付金、手術治療給付金、放射線治療給付金、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

※新がん保険A型、新がん保険B型、21世紀がん保険、がん保険フォルテ、ご契約者のためのがん保険フォルテ、生きるためのがん保険Days、生きるためのがん保険Daysプラス、新生きるためのがん保険Days、新生きるためのがん保険Daysプラスは、現在、既加入者のみの取扱いとなっております。

積立年金

- **一般型**
- **個年型**

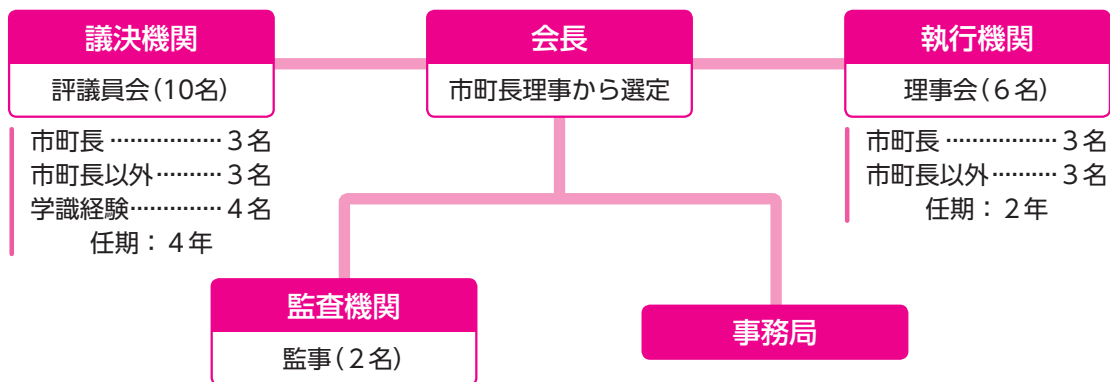
※平成21年度から募集を中止しており、現在は既加入者のみの取扱いとなっております。



各保険の詳細は、「共済グループ保険パンフレット」、「がん保険募集案内書」、「積立年金のご案内」でご確認ください。

互助会組織図

令和4年10月1日現在



互助会の概況

令和4年8月末現在

所属所数		会員数(人)		被扶養者数(人)	
市町	20	現職会員	17,844	現職会員	15,257
一部事務組合等	24	退職会員	2,510	退職会員	1,241
計	44	計	20,354	計	16,498

お知らせ

育児休業に係る掛金・負担金免除期間の取扱いの変更について(令和4年10月1日～)

現在は、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛金及び負担金を免除することとしていましたが、令和4年10月1日からの共済組合における取扱いの変更と併せて、本会においても育児休業を開始した日と終了する日が同一月であっても14日以上あればその月の掛金及び負担金を免除するなどの取扱いの変更をすることとなりました。当該取扱いの変更については、共済組合に準じますので、愛媛県市町村職員共済組合ホームページの共済だより10月号vol.321で詳細をご確認ください。